平成２３年（フ）第８０７８号
埼玉県さいたま市浦和区高砂３―７―３―703、住民票上の住所埼玉県さいたま市浦和区神明１丁目９―20
破産者　国広　真行
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４９９号
東京都豊島区駒込３―20―13―202
破産者　赤羽　　弘
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２１２６号
東京都日野市大字日野2865―１
破産者　中島　將之
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９８６号
東京都文京区本郷１丁目10番13号
破産者　株式会社パロル舎
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９８７号
埼玉県川口市東川口４丁目２―５―104
破産者　石渡　太嗣
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３５５号
東京都品川区二葉１丁目７―11
破産者　日向　美幸
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２１０３号
神奈川県綾瀬市吉岡東４丁目11番３号
破産者　株式会社エムアンドケー
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６７号
富山市下大久保1432番地５　ＧｒｅｅｎＷｉｎｄ大久保203、前住所富山市掛尾町236番地１　ポレスター掛尾1503号
破産者　安藤　純一
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４４号
長野市西和田１丁目23番43号
破産者　有限会社ベルファム
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５６１号
岐阜県加茂郡富加町高畑333番地１
破産者　山岡　茂樹
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１号
愛知県一宮市森本１丁目24番２号
破産者　有限会社インテリアアーバン
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２号
岐阜市正木1372番地１　シティ正木２　105号室
破産者　田中　　竜
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３号
岐阜市正木1372番地１　シティ正木２　105号室
破産者　田中　藤夫
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１３９７号
大阪府茨木市横江２丁目１番４号
破産者　喜多産業株式会社
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４１６号
大阪府吹田市南金田２丁目14番２号
破産者　有限会社クールシステム
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６２９号
愛知県小牧市郷中２丁目119番地
破産者　株式会社クールシステム東海
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６３１号
大阪府吹田市南金田２丁目14番２号
破産者　株式会社コールドネットワーク
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３０６号
大阪市西区北堀江１丁目19番８号
破産者　株式会社エイム情報サービス
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２７８号
大阪府東大阪市宝町11番21号
破産者　大島工業株式会社
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４７号
大阪市中央区東心斎橋１―４―７　ＯＴＴ東心斎橋ビル302号、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区西心斎橋１丁目16番７号
破産者　有限会社リアクトエンターテイメント
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４４８号
大阪市平野区長吉出戸８丁目３番29号
破産者　有限会社Ｔ．Ｎ．Ｐ．ジャパン
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７０８号
大阪市東住吉区今林１丁目２番68号大阪市中央卸売市場東部市場内
破産者　株式会社マツモト
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部